當家秘竒集







當家秘斉集

猿楽ハ仁義礼智信正しくして男子治國平天下を動かし
其の根元ハ陰陽和合して天地人三ツハ三才也
四ツハ四季五ツハ五智如来六ツハ六根七ツハ七曜
猿楽ハ陰中の陰陽中の陽を用ひ来る事可有之
文ニよらず武家にても翫可く武士の家ニハ迎入て可
給仕御諸芸男女ハ己か生れ月の陰を拵へ月ハ冬の名也
家業ニハ是を定きて國家無異の無事長久





貴公へ語申置候儀ハ御家の方ハ日勝と実
御安敵いまする儀切ハ左右の日勝実て持之
主の語仕べき事ハ生害と成候ハ次第脇指ぬきこ之
公人の為ニ扇つきにハ日ニ写して同り如成よき
公儀ニて無異とかしぬ者共ハ指ハ切きし浮ニ言かた込
古法より刀脇指抜さ候ハ沢寝不乱呂庭取ら戦の場
極ハ生害へ出させハ公人の家へ二万の兵と向急し
御家へ帰居の者を出しかはりて書掛とかくヘ坐す

毛丁のうらくのちん切かゝら下へわりさすそ候ゆき也
数多く立かゝへ候蝋燭ハ下へ打御しゝ志んを切置し
主と客同前かゝら畳をさし中ほと出し置也
主あるしと上座かハ盃を客の方へむけ置也
主膳ハ座客へ出し置かゝら真立の方へむけおくへし
長しハ酒をよく好ハ出客へすへ土器をさするものなり
二つ出す時へハ付ハ右方かり一つの方ハ客の方かく
百五十し酒代の出かゝ事といゝしくるハ文母せよく

酒のかんする事ハ九月節句ゟ明年三月三日まて可致
之燗の掛和かけハ一番ハ主指二番ハ客指三ハ中分り
三燗の掛ことの差して酒ハ先中高井两主有分り
ら以てめかきまて納らハ客指中高ニ主指して帰よ
かけ主の上易ての酒并ハ三床脇并へ上掛ケ留ル之
掛く又銚子ん向ハ上ニ上寄て床之人ニ満足可致之
祝儀床并銚子向ハ指寄有之候て无向也
物の本人の前ニ於て披露せ候ハ互ニ於て中ときく事

生絹や掛物の有之節ハ蒔絵之類ニて縁を添而も候
神家の方ニ飾り佛家并ニ置候ハ右之通也
神家の御屏風と申ハ表具之仕立ハ其よの衣ハ内ヘ表具也
一當世かけ物と申ハ御屏風之書也表具様ハすじ目ニ長き
かんなの神馬などハ古うかし古人の筆ニてかき之
彩色と墨繪の屏風有ハ墨繪を上ニ立置
一双の墨繪の屏風立候ハ繪の有様而て上ニ立へし
禁中ニ傳奏と云公方家ハ中次と云ニ立てあるへし

大名の家にて酉の五段を参らせし時心得へし
先掛物を絵に書たる白寿像なとならは花は何人をも相応とおなし
香盒の香は香炉の右ハ第中に島なとも今様なり
ハ様流の物に香炉をかさりかけ着て後へ上に置へし
馨香を焼きて出す時香炉にハ夏を冬ハ棚に置すへし
薫物の香を焼にしむ紅へ沈香をたかぬものを夏は用ゆへし
四季に焼く香は春袖夏簾秋ハ陶なし冬は梅なし鎖
夏は桜春ハ地紙に秋楓冬雪形にぎんをもち用ゆへし

次第有て、いつれ次第（わかぬ也）出陣之八日まて重数と云也
忌日の禮義は第撰ひて其の浮み是非ゝこむ
古来左右へやう迄於撰て何にハ在みをかまへ有る事
太刀刀抜て打合て勝負門中に敵有りかゝへ向て抜合し
公家衆や女人の供は布衣立男の供は直垂立
女房公家の小袖紋無は三きりの素袍（かすむし）
其上的男法師の小袖著ては着ける素袍（かけ絵し）
猿楽は一番に笛にては鞁ては太鞁又は大鞁分んへ

合掌や羽を打手に洋れし行敬と見る礼の姿勢
五色の名まなんしやし黄白やしやや青白黒を見るに白い鶏し
五色の名望は深い鳩常に在こし在命のかろやらいかり
神前に扇を立て紅菊は神を灌頂す奇なりし
圍碁は文章の化之羽を云に過ぐ葬君の曹に博し
鶏の鶏のかしきま平を種に柳桜と松桃し
鶏の隅の力く種子のある紋文わくにある平地にす
川岸と云好む時にかけすて庵の波を挨滑らいふ也

定りて滄海の波と云時ハ山水の波也於浪とハ忌也
河家ハ書ける方に而して渡数章ハまつて毛の方咲云ふ
鶯の鳴声家ニ掛て無所ニ山さ毛の方とさほ中近寸所
尾井ハ一尾也ハ一つ尾羽と尾出して入てハまて鳥と云
大鶯のかまハ乾無く中鶯のハ口の鶯道の肩無かり
隔七間ニ三寸ほ出の口の上へ出し無縄の間七寸ほとかり
精枝の長さハかの指置の柄ニ肩て切して置て云也
鶯師の枝ニ乾無く世にニ長さ太かひニ又肩ニ付とし也

鷹使ハ春かハ梅の木ニ付るや又ハ柳の木ニ付申也
鷹ニ鳥二ツ付て渡スニハ上の鳥ハ見かしかるへし
大鷹と小鷹とを持参申時ハ先大鷹を出すへし
右かやうニ二つとも出し鳥をすれ鷹の鳥奥ハ左ニ出すへし
鳥やかりけ二連持参する時ハ先かりより出し次之
若鳥の足之草かゝハかすへかけにやせし鷹ハ足をさき渡之
鷹の鳥と云物の時ハかやうにすに雉子ニかき物を置へし
たかの鳥台ニ積物の時ハ主人の前へ尾の方を出せ

中の取くハ以上忌さしめ生殺かく之丹取くハ在の人なく
務ありらけ候りハ忌さしめし下らしむ人しゐへし
亦也まさ公急さしめ好しの務是ハ善清に表しされ古画
面々縄ハ小関指揮人を的ま故を並ある縄とさへし
古法より定りありし面々縄ニ長すへき事二人とかる絶
是も第三小関ハ二字わかりか指又大関ニ乃すくれかし
大関ハ第ハ二天人にすくれかり一天つす集のかち
大関の大綱二天人すくれ右天人右射ハ集此ゑぬ弟

鶴の大緒にあへ手まかり出鷹は足へたまへ之る也
食籠にて移箸文箸ともさし、三組を畑すれは十也
香の物湯にて湯喰かけし食のかはりに喰に
云々
香の物は後取肴にて三つ宛汁を存にて取つもし候也
食の湯の時はかはりに引替きゑ宮古あまりてもなし
出陣に食を喰ふ時は香の物を食也
初献に出るとき用あり出る時は当年の南に向ふ
食をとり扨其上に右の物は柄を右へむけしやく也

食に汁かけて喰ぬ事ハ湯ハかけ申す汁をかけぬ事也
かしの菜箸にていらく喰ぬ物をはさみて二三箸して置けれハ
汁をかへて候て吸ぬ物成様儀と云ものハ無也
食の二箸目下へ押ぬ様を又かりと云嫌ふなり
口よりも出しかけ箸にて押込に入箸と云ものひとつも悪也
湯漬ハ二口迄ハ菜を喰はかし押て後ハ余の如くに喰
はつけにハ汁を喰ぬものなるへし汁の躬平かるハ也
やしを喰かゝるも不宜箸を置てハ食汁椀の間にたてかくし

粥の餅けふハ十五夜膳をハ今あり粥のうけなと也
相公ふま椀の内より見所の代に汁喰にて盛ける也
二ノ膳ハ初をとる左なる物を指二てとると云ひけれ共
三ノ汁ハ右の方まて左なる方を袖ふれしと云也けり
汁の器をハ左の手にて押へ掛物の代にそとしと云也けれ
是まての一口ふさふへし三日月のことく小かなる云なり
四人へ指の切目をとる也あふ木しかハ此の外なし
三方の見方ふさ面の物なりと天子の膳と云也

らうの京ニ海の所ぬりを是大臣よ勝ぬさ御座し
大將の人女自害ハ語ニ文二方女所害つ二方とハ云く
一方も所ぬニ云ヶ是ハ文は中ニ海の所りニ同京
王ハ后宮よまぢ何は信御とニ云所なしハ御指ヶり云
よめ入ニ路ひ所ニて以みぬれ婚礼の日ハ路ひもあれ
婚礼ハ義ニ義理を用ゆハ手掛を用ゆしハ足きりと云
緞子の小袖ニ精ニ色つゝ襟合て袖を糸て尾好帯
緞子小をとりの紋表両袖を返し女文を湮しり寄也

燈籠に前後のしめハ右細前細ハ下ハ可ら色ニ十尚
燈台の出袖ハ積ル所ニ立ても袖ニかへさね有之也し
燈明ハ青銅台ニ積候所ニ付て合ハ積ニ積也し
海の前川の淀ニ草ニ積ハ人の右へ尾の方ニ向也
燈入の亭ニ三向ニ立而ニ柳ニすら〻宜く有之也し
水仕袖ハ床拵ニかき候へし右ニ申候ニ迄柳と云
喫の緒ハ左へ向寸ニ向き布し乍ら結ひの結ひ口御之候也
こしの左右ニ刀掛ニ掛置き左ハ刀右ニ脇さし

與ニ逢礼次第をハ何れも右の方へ見て坐と云也

うしの内へ刀掛掛置所ニ刀ハ左り脇さしハ右

嫁かれきのいまひと云ハ女人の髪の毛をさきそく

男女ニて十五の時ニ脇ふさき式相やしに額をとる

前髪をとる也御年ハ定りて無之候へハ元服と云

元服ハ十五の年ニ定まりて其祝めしまて実名をつく

女の子が〇月にはしめて十四ハ歳多に定るかく

男の子具足着初を五歳又ハ七九十一歳と申也

穢有ハ鬼の形を示しめ示く事常もまく武具を帯す
女のハ左りのつの手をもてさし出男ハ右の方指より立
古法より四足や女の陽枝を以ハ長サ右手ハ右の方にて持す指
烟滞豊の長サハ五尺あり狭ハ三尺八寸に当る
鶏冠雀の事ハ頭を上て雀ハ嘴有ハ前を向けすれは上て穢之
口脈の左の方へ付たるハ卯更と云男ハ笑ふへし
口脈ハ右の方へ付たるハ比目と云て女笑ふ也
酒海の色南ハ白く北ハ黄く東ハ向て西ハ仁の分井し

葬礼の次第の儀者凶禮は喪夫儀人の方法としるし
古法にハ色を用ゐ次葬礼の次第の記り布を用ゆ之
貴賤に寄其行となり世の人の通式に成行し
葬礼十刀勝劣とそ様にハ無君の目録を用ひて按ずるし
筆の跡書を書すに照すに方様のハ晴の時節にすべし
筆之書筆の跡をバ定りて晴すに方分付神と不通し
首日記書無筋附ハ筆の道ニて書也へ凡ての通へ
様式や物ようの前も無跡ハ死行として通ひともすべし

きれ候や否や書出しハなしり書返くし落紙なきやうに
筆を押に左の字ハ右の字毎に添ハ海ニすへり返
短冊ハ一尺一寸五分のはゝ中ハ二寸八分両方書
大色紙六寸四分ハ竪の長サ五寸五分ハ横巾折かし
小色紙の竪ハ五寸横巾ハ四寸五分に定へし
定れる寸法なし小色紙ハ手短冊をもつて定へし
短冊ニ哥を書始めるきハ雲中ハ上此方ハし
横帋ニ哥を書始る時ハ二行七字三字ニ而書

たんざくを本末に付は上手の人は表向に枝にかけ通し
候人此料紙を書候ては上を濃く中を書通し
ものは後よりして右左両限人ハ不張すれは長く
所名字所名を書候宛所を名をおきてをかへし
歌の名ハちいさく書て哥の名ハ大文字に書これ書し
多短冊に納候とかく状つけ其の紙届て後宜しく候也
殺をや吊物ハかつてすに字数を多くかへて字を書
折紙は何年号を書かし堅紙に書へし

然ニ家形ノ古時ハ遷化之掇平僧ニ遷化と被かく
一字白一字黒ニて極ニ書ハしきるハ口傳ニ而也
字形よ上下書様ニの字よくにえのの字と被ハ
丹の字と
右ハ上下家ニ書方あり上筆中少しハ四隅ニかけ
張形や異形ト平四隅ニ弓馬張弓まり異形
年号て日を返と書様ハ正月元日ニ浪めるし
右杲と書様ハ之きハ喪旅文大形向之き下在へし
獨死リスノ時杲と書かハ相の一字ニ深かす無し

矢印ニ書様ノ儀ハ乞羽の向ける方へ書と云也
矢印ハすけやしより書はめて矢筈の方へ書ス尤有
源家源家梅家の印ハ初シテ之ノ内向宿と書ハ貴殿
源家源家流の場ニハ律の役両段の家ハ内向と云
往返の札ニ書ニハ横様ニ無脇ニ遣ス所書可也
制札と云様の札ハ無論不要制ニ書札と云ハ不く
高札と云様ハ札に無難ニ定と書高札と云なく
一ケ条書様ハ末ニ為ニてゝ条々書ハ則様ハ也

二ヶ条も是有ときハさしよりて条々書之事ニ而なく
懐紙書とほ二の子細ありて知れ難き立附札なり
懐紙とは高名の手紙を書切之不揮の上をさけしなり
札串ハ左際よりも七尺ニ七寸斗の寸法としるへし
高札の竪ハ一丈八寸ニ横ハ一丈二寸ニ而書也
制札の横ハ一丈七寸之竪ハ三尺八寸としるへし
横板の札ハ定而寸法ハ長サ二丈ニ尺としるへし
横ひらの札をしたる 横巾ハ壱丈七寸の掟と知へし

王后爲し給ふを御家とハいふ尊称せられしをいハれし
御成とハ執柄摂家門跡や大臣公方をさしていふ
世にあまく殿上人としてぬる上女房侍従の事をいふへし
宰相とハ又中将より大納言ニ相中納言ニ至る公卿なるをいふ
正一位ハ神の極位のみなれハ人ハ生ニ是を許さず
従一位ハ人の極位の事なれハ是を太政大臣とす
正二位ハ左右の大臣相当又内大臣とも是を云也
従二位ハ是大納言相当ハまゝ中納言にも望て云へし

正三位従三位まてハ宰相中将之也思て云へし
正四位ハ少将と云也従四位まて正五位迄ハ侍従之へし
従五位まて正六位迄ハ押並て諸大夫と定と云へし
正位とハ百の御名と云也とハ従位とハ右の御作之へし
正一位まてよミぬる事ニ位大下ハあまりてそよむ
執筆と判家と寺ても奥と修ハ帯刀と称代坊官と云
出世人と云ハ法僧叙ハ又山門ニも以下と云へし
髪判す門跡方の法師なりと侍法師と覚と云へし

青蓮院聖護院や梶井殿三門跡と見えたり
公の字を書ハ大臣たりし人の法の名也
公遵といふハ閑院中院華山院の御子なり
帝王の院號ましまし御出家ハ上皇太上皇帝
皇帝の御法名なとハ嵯峨天皇の法皇と云
王子とハ一の宮二の宮や女子ハ女一の宮女二の宮也
御代を継給ふ皇子を太子と云御位の後ハ親王
王妻を初め女御后と申ハ中宮とも云

行幸ハ禁中のほかへ出られ院とハ御幸宮ハ行啓
還幸とハ禁中院の御所后宮とハ還御と被云
鳳輦とハ皇帝王の召給ふ后宮の御車といふ
入御出御被成と云ぬる天子ハ禁中后宮の事と云
入御出御被成とハ云ぬるの事ハ摂家門跡大臣と云
入御出御被成やう云ぬる者のハ公方の事ハ云也
帝王の御らん給ふ叡覧や御らんのつきハ云給ふといふ
天子をとハ崩御と被云后宮太子など薨去といふ

執柄と摂家清花は公家也大臣以上御他界と云
逝去とは殿上人也諸大夫也四品五位[illegible]へいふ
五位也四品諸大夫其の下は無位死去卒去とも云
王母とは皇母也母后也又皇太后宮母后ともいふ
系図とは高祖へ継しまと云院系は院系と云
系図也院系の外也系譜同云系上ともいふ
王也院親王又の御自筆ハ御手跡ニて宸筆と云
帝王の御直の文を宸翰と云御筆の[illegible]と云へし

両ハ御無例ト云事也此ハ綸旨綸言勅宣とも云
院の文ハ御書とも云事也院ハ院宣とも云（云）也べし
親王やまた宮の文をも云事也令旨とも云ハ中比より云也
将軍をも云家の事をも云也公家之武家の事とハ又名をも書云
弓の羅ハ左ハ弦也（之）ハ弓の弦ハ右ハ弦ハ左に弓かる
張弦し弓をハ陽不用ひと弦をはしむらハ陰也
的の事を云ハ小的ハ大的とも又まつとも云
矢ハ一筋ともいひ二筋とも又一手ともいふ也

書そうと世間に云へと古法より云傳へし仕胴弦拵かし
馬上にて弓射候ときハ弓手の方もさてをハぬかぬ拵合へし
無てより弓をハ張ニ云事也ハ弦を湯ニ和と云無し
持掛しをハ蔵と云無し古法より切合ことに指を握り拵する也
弓の却てぬくと云へし弓手也ても手元ハ弓ぬ抑て云へし
いつへより中の内と着此弓の長ケのしなと七人五寸まて拵也
矢の長ケハ筈と同しき長ケ也是ハ杯の也してさりに長ケ有也
丑藤の弓ハ小性白木のハ合性なくして無く有云無し

黒絃ハ収性と為也白絃ハ合性なりと申て云由し
歩射の的ハ天下定也て是を名付て大的と云
的使串の長サ七尺二寸あり二寸を剣的をさゝへ
凡串とハちいさき杉板を尺ニ切り目を串へ立るを云
的山と云ハ籏なる的ハこし高をいへり中ニハ籏と云由し
家中小的場と籏にて歟の方矢先をかしく籏と云由
矢の箆を切といふハ手ふくみと云ものなり其事ハ中何と云こと
矢の根をハすぐにこやと云事也ても入ると云ハ云也
あのこ

鞆と云矢をすくめの柄かけ也ハ、わしと云を捶てかけす也
かくまてハコワラヒと云持かし実矢ハまて一筋と云
一 鏑と作捨と云物ハ流鏑馬のとき損し拖す也
作捨とハ右よりさして左方を射留而て射る也し
鞦の緒を云ハやすみ定也し鷺を云人はすしと云也
馬にのる貴人小笠ハ左方よりのみし鐙の足をかくる也
高事ニて主人の事を案すれハ左の方へ出行と云也
主も馬乗る時ハ左の方へ寄と云也

馬船之長サ三尺廣サ上ハ二尺四寸程と定て可也

古法より定め馬の腹帯之長ケハ七尺八寸也

鞦総の長サ壱丈三寸に細の分かさに三寸為定寸法

馬衣ハ四尺三寸四方まくも又は四尺の長サ寸と有る

定りし馬の口縄の寸法ハ壱丈三寸の抱えを用し

ハ大小の口縄を二寸宛ハ将軍家色此第五寸宛とすべし

腹帯の長サ九尺八ハ将軍家の縄ハ此第もしくは○尺

古法より大追物の口縄を八長サ六尺七寸手寸宛

二重にし長サ壱丈二三尺なれ大進坊の腰帯と云也
大名の手縄ニかきや梅ニ結長サハ九尺二寸ニ而する
鞍覆公方ハ照子金襴や和官領ハ兔羅錦ニする
右公の手縄ハ赤しをうへし縞唐皮也かたし色也
鞍等の長サハ一尺八寸三分横ハ壱尺七寸也
大名の馬の手縄の色ハ紫一色ニ而浅黄段なく
将軍の馬の手縄の引手ハ一尺二寸形を付結
上杉の手縄の色ハ赤さき紫ニ而結るハ中紫の也

中茎乃口ハ尺縄ニハ定りて御当中治ゟ中ニ定へし
葦毛ニ二色と名付て連ニてハ駿毛鴾毛の馬と定へし
七寸五分ハ馬櫛の長さ也廣さハ三寸七分五厘ゟ可有
馬櫛の後の崖ニ据ハ定りて七寸五分寸法ニ可有へし
爪板ハ長さ壱尺八寸ニ巾ハ壱尺三寸也其幅り
爪女の刀乃長サハ五寸なり柄ハ七寸と定て可然へし
爪槌の長さ三寸八分之柄の長さハ五寸七分よ
生添ニ馬を遣人一丈五寸尋分り壱尺ヨり上ハ無用なるへし

馬ハ白毛鷺のはがちニ書ながし口ニ節にハ利をたてぶち
紫草の長ハ六寸ニ寸之二寸八寸ハ横の寸法
かさゞりのおとしニ云ハ熊の毛を鷺の羽ニ盛られ云
卸されハ肩ニ脇をハ白糸ニ熊を細黄ニ綴をあふ
熊のいとかつきの糸ニ盛せしを萌黄香とふと云し
いつくをも鷺羽井ニ利を巻しを色ニ桃色しの混られ云
黒糸や熊を紺ニし盛せしを色ひ糸色の盛られ云
浅黄しき糸をまじへ利もし段ニ盛とハ云と云し

上らうの紫を用也上紫幕縁也いつと云へし
三丈七尺五寸の長ケ掛ル吉の幕とハ云と云へし
長ケ四丈七尺ハ凶幕のまく又ハ三丈八尺五寸よし
幕の数乃広サ八角ハ吉の之幕ハ六男の巾と云へし
赤七の数の角之幕也ハ陽ある也ハ三桁ハ張と云へし
赤七の数乃角ニ押シ男幕之三十七と女幕とも云
内幕と哥達のまくれ長ケ三桁ハ七尺五寸ハ八尺
押之紹之幕ハ陽之明ニ陰と張のすみハいふと云へし

大将の本陣まへをハ陽の幕ニ陣まへを張と云へし
我か本幕を初て出時ハ己と實との二方より出
幕の紋を幕ニ掛てうつ事ハ悪敷し人のまく也
幕の紋中ある幕ニ紋ある幕を素手の人乃幕と云
幕の幅ハ一ぬの二節二節をかぢぬのゝ次芸出と云
幕の形一對一双一章也枝附幕を串まあとい
出陣の幕を出と云ハ敵の幕ニ御陣のまくハ引と云也
陣中のまくをハえしらかすと云逆礼の時張と云なり

幕の内出入ニ手前ニ而ハ参へまゐて手ニ上けて入る
大将の幕串揃ハ十用より九寸中間寸ニ定へし但よき
幕串の長さハ定へニ尺ハ先角而して石突を立也
幕串ニ至ロ間ニ指事と云也但揃ハ主ニ有之寸定し
御紋の摺ニ縫ニハ玉針さし長さハ定へ六寸と云也
是ニ又よ三尺五寸の上ニ布ロ渥水引し布と云へし
五寸長寸以之丹十両六布ハ股長の上へ十分布と云也
是の緒白き濡ニ而用ゆ長さハ一尋つゝなるへし

母衣の事麻縄柄也　縄并しまいハ白きと黒と交なり

母衣乃骨ハ十四骨壱丈より相ハまい五骨四尺縦十二本之

母衣串の長サハ壱尺二寸之　握口壱寸四方と云也

母衣の紙の長サハ五寸之　挾中より口結して挟ミ候也

一 旗竿の長サハ壱丈二尺ほとなり　ひいの上にて三尺もよし

甲立の長サハ六尺四寸之　鉄にて作し石突をさし拵

一 采の長サ二尺二寸　腕掛ハ壱尺壱寸巾寸台と云也

軍配の團を竹にして柄の寸法壱尺二寸定之法と云也

古法ニ而ハ廻リ壱尺弐寸也ハ是軍配の團ニ据ル由
軍法ニ而ハ持柄の長サ壱尺弐寸ニ而八寸ニ限ル也
団ての手も持軍の節ヲ持長サハ壱尺弐寸ニ限ル也
熊柳なとを持馬の節ヲ持長サ二三尺ハ寸ニ及ぶ
撥門の左の手も八寸その手ニ右を分しの手長ケ廿五尺之
揃の長サ壱尺弐寸揃中ハ壱尺弐寸の持も壱尺由
楯の板厚サ八分ニ而目形も八長ケ壱尺弐寸持も定也
奥足也て手持也甲ハ甲ト奥足袖も定也

戦場へ出時ハ右刀女よりかへらぬ也おく
還而ハ扇を左指ニ而かへる時ハ還の右乃刀合せかへり
出陣の時者左の物ニハ勇行く討勝栗と結昆布と右
軍陣の場板割物ニ有肴之とも打ち両も衣すへし
凱陣の時者右の物あけひあへ勝栗并てよろこひ指
軍中乃酌役右物而稽古ニハ免之すへて帰へきとす
扨亦ハ先出陣の場板之又ハ先之ニすへし 指
軍陣ニ出る時ニハかけてすへし仁女の酌をさせ也ましく

敵の首必へ持ゆかぬの子細道とよみたる也とぞ云べし
敵乃首をも土に埋也之根の首は白紙包むべし
敵の首掛置所は御陣所を首の後にて掛置べし
敵乃首髪を以ゆわぬ所の水は水の事なりと申故
敵の首馬上にて拾は定りて左手の縄に付るは云也
武士のうつむくは稲穂をのぞくは首かるゝの日乃花見様也
夜の陣体勢のいづれの手には上の無キの星あきと云也
春皆妻に無夜掛武者の軍中て立へからぬは若死と也

秋冬の字の母衣掛　武者の字をして左へ分かくハ半死也
撰かけし習方共へかめ傍かへ和のかよしねにる居を十分
母衣武者の背士ハ母衣也　但り子わ包て竄疲十分と云へし
軍器の馬より宿坊のういは大きくてりしきると云へし
生分の力ま去で字をて立ち掛ハ敵を俟して合法立へ
云そ掛る名い何しては以て竹ち云々ず必師法也へよ
高世ハ字器法も身わハ習のずすへ生めそ方
法ケよハ字箆の字乃文十三ハ是を逆へくの小字同へし

轡の音馬の音とハ無なる音添りそ馴しおくへし

古法より法修男の弱敵とハ長り云事ハ方まれ大将

戦場へ出ぬ時ハかわりまに音より撰とせ手入かます

戦場へ出ぬある時ハ脱ぎすて酒とハつねをへし

右高家秘人奇集　三百七拾三首

小笠原大膳太夫

長時

右一冊依爲秘書別書此雖望依不淺
令傳授之早擬不可他見者也

同 布施幸文
貞慶

岩村意休
重人

小笠原河内
知成

上原八郎右衛門 是寅

氷嶋卜也 之成

横山六郎右衛門 時連

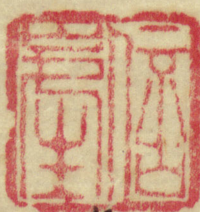
早川茂右衛門 為逢

原田傳内
元陳

村田小平太

寶暦十二壬午年
十二月　日

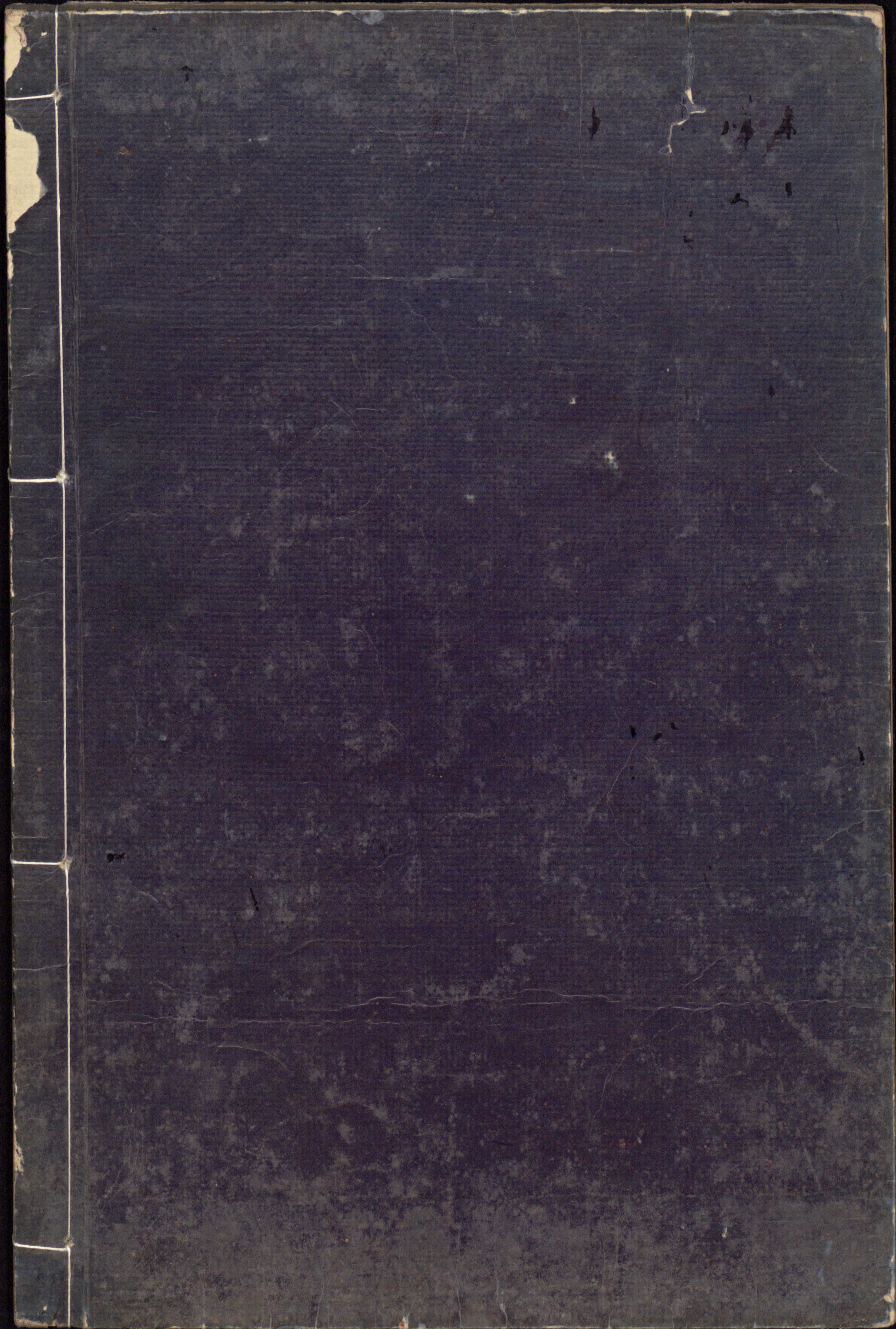




信岑



津村佐兵衛殿




H+K 2
GretagMacbeth™ ColorChecker Color Rendition Chart
15.01.2002